

社会福祉法人翠清福祉会

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

- 第1条 この規程は、社会福祉法人翠清福祉会の常勤役員を除く役員の報酬及び役員、評議員等の交通費の支給に關し必要な事項を定める。
- 第2条 この規程における役員とは、非常勤の、理事長、理事、監事をいう。
- 第3条 理事長に対する報酬の額は、社会福祉法人翠清福祉会理事会において、年度毎に役員報酬予算の限度額内で、分掌業務を考慮し決定する。
- 第4条 理事、監事に対する報酬は、支給しない。理事会に出席した時に交通費として、1回につき10,000円を支給する。
- 第5条 役員が、理事長の命を受けて、法人のための業務で出張した時は、その費用を弁償する。
- 第6条 評議員並びに評議員選任解任委員に対する報酬は、支給しない。評議員会、並びに評議員専任解任委員会に出席した時に交通費として、1回につき10,000円を支給する。
- 第7条 常勤役員の報酬は、別に定める常勤役員報酬及び退職金規程によるものとする。
- 第8条 この規程の改廃は理事会で決定する。

附 則

この規程は平成9年3月28日より施行する。
この規程は平成16年3月30日より一部改訂する。
この規程は平成22年7月30日より一部改訂する。
この規程は平成24年4月24日より一部改訂する。
この規程は平成26年4月1日より一部改訂する。
この規程は平成28年12月1日より一部改定する。